

(新) 中央町第 1 公園整備・管理運営事業
基本協定書
(案)

令和 7 年 1 0 月
春日部市

目次

第1条（趣旨）	1
第2条（甲及び乙の義務並びに諸手続）	1
第3条（代表法人の責務）	1
第4条（実施協定）	1
第5条（準備行為）	2
第6条（実施協定不調の場合における処理）	2
第7条（本協定の任意解除）	2
第8条（本協定の強制解除）	2
第9条（解除権）	3
第10条（秘密情報）	3
第11条（本協定の変更）	4
第12条（本協定の有効期間）	4
第13条（協議等）	4
第14条（管轄裁判所）	4

(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業 基本協定書（案）

(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）に係る事業提案に関し、春日部市（以下「甲」という。）と事業予定者である●●●●（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、本事業に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定において用いる用語の定義は、「(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業公募設置等指針」（以下「公募設置等指針」という。）に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業の円滑な実施のため、実施協定を締結するまでの間の甲及び乙の責務等に係る基本的事項を定めるものとする。

（甲及び乙の義務並びに諸手続）

第2条 甲及び乙は、本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 乙は公募設置等指針及び公募設置等計画を遵守するものとする。公募設置等指針と公募設置等計画の間に齟齬があると甲が判断した場合は、公募設置等指針の内容が優先する。ただし、公募設置等計画の内容が公募設置等指針で示された水準以上の内容であると甲が認めた場合は、この限りでない。

（代表法人の責務）

第3条 本協定締結後、第7条及び第8条の規定に基づき代表法人が応募グループから離脱した場合は、乙は認定計画提出者の地位を失うものとする。

- 2 本協定締結後、構成法人のいずれかが応募グループから離脱し、又はその担当業務が不履行となった場合、代表法人は、この離脱又は不履行にかかわらず当該業務を継続して実施する責任を負うものとする。
- 3 本協定締結後、構成法人のいずれかが応募グループから離脱し、又はその担当業務が不履行となったことによって甲に損害が発生した場合、代表法人は、この損害のすべてを甲に対して賠償しなければならない。

（実施協定）

第4条 甲及び乙は本事業の実施に向けての協議を経て、「実施協定」を締結するものとする。

- 2 実施協定は、本協定の締結後、乙において本事業に係る特定公園施設の設計の着手前までに締結するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施協定は、令和●●年●●月●●日までに締結しなければならない。ただし、やむを得ないと認める場合は、甲及び乙が協議して新たに期限を定めるものとする。

- 4 前項の規定により新たな期限を設けようとする場合は、甲又は乙は、相手方に対して令和●●年●●月●●日までに協議を申し出なければならない。

(準備行為)

第5条 乙は、実施協定の締結前であっても、自らの費用と責任において、公募設置等指針等及び公募設置等計画を遵守するために必要となる事前調査や情報収集などの準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(実施協定不調の場合における処理)

第6条 次の各号に掲げる事由により第4条に規定する実施協定の締結に至らなかった場合における費用（甲及び乙が本事業の準備のために要した費用並びにこの条の規定により本協定を解除するために要した費用）については、本協定の当事者各自の負担とし、相手方にその費用を請求することができない。

- (1) 天変地異、感染症の蔓延その他甲又は乙のいずれの責めにも帰することができない事由により次の状態となった場合
- 1) 本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合
 - 2) 本事業に係る管理運営に関し、極めて重大な変更があった場合(1)に掲げる場合を除く。)
- (2) 次条の規定により本協定が解除された場合（同条第3項に該当する場合を除く。）
- (3) 第9条の規定により本協定が解除された場合

(本協定の任意解除)

第7条 乙は、乙の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、甲と協議の上、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除しようとするときは、令和●●年●●月●●日（第4条第3項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに甲に対してその旨を申し出なければならない。
- 3 乙は、前項に定める期日を経過した後に、本協定を解除しようとするときは、甲に対して違約金を支払わなければならない。
- 4 前項の違約金の額は、【 提案された「特定公園施設の譲渡対価（消費税及び地方消費税を含む。）」の100分の10の金額 】とする。

(本協定の強制解除)

第8条 次に掲げる場合は、甲は、事前に乙に通知し、乙と協議することなく、本協定を解除することができるものとする。

- (1) 第4条第3項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該新たな期限）までに実施協定が締結されない場合
- (2) 乙が第10条の規定に違反した場合で、甲が本事業の実施に支障があると認める場合
- (3) 公正取引委員会が、本公募手続に関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定

に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第8条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (4) 本公募手続に関して、乙（乙の役員等、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
- (5) その他 本公募手続に関して、乙が第3号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
- (6) 本公募手続に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- (7) 乙が春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年3月30日制定）に該当した場合

2 前項第1号並びに第3号から第7号までの規定に該当し、本協定が解除された場合、乙は甲に対して前条第4項に規定する違約金を支払わなければならない。

（解除権）

第9条 甲及び乙は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、両者協議の上、本協定を解除することができる。

- (1) 財産の取得について春日部市議会において否決されたとき。
- (2) 指定管理者の指定について春日部市議会において否決されたとき。
- (3) 本事業の予算（特定公園施設の設計費、整備費及び指定管理料）について春日部市議会において否決されたとき。

（秘密情報）

第10条 本条において「秘密情報」とは、本協定の履行に関連して当事者が相手方から提供又は閲覧の機会を得た情報であって、書面・電磁的記録その他の媒体の別を問わず、その性質上秘密として取り扱うべき合理的な情報をいう。ただし、以下に該当するものを除く。

- (1) 受領時に公知であった情報
- (2) 受領後受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 正当権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (4) 受領した秘密情報によらず独自に開発・取得した情報

2 甲及び乙は、秘密情報を本協定の履行目的の範囲内でのみ使用し、相手方の書面承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。関係企業等に秘密情報を提供する場合は、事前に相手方の承諾を得るとともに、本条と同等以上の秘密保持義務を課すこととする。

3 甲及び乙は、秘密情報の保護のため、アクセス権限管理、記録保管、持出・複製の制限、暗号化、廃棄時の復元困難化等、一般に合理的と認められる安全管理措置を講ずる。

4 次の各号に該当する場合、甲及び乙は、必要最小限度で秘密情報を開示できる。

- (1) 法令又は条例の規定に基づき開示（公示・縦覧を含む。）が要求される場合
- (2) 裁判所、監査委員、議会その他権限ある公的機関から命令・要求された場合
- (3) 春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づく開示請求に対する開示が決定さ

れた場合

- (4) 法令上守秘義務を負う弁護士、公認会計士、税理士その他専門家に対して、本契約の履行に必要な範囲で開示する場合
 - (5) 前号に基づき開示する場合、可能な限り事前に相手方に通知し、非開示部分の特定やマスキング等について協議する。
- 5 個人情報の取扱いは、関係法令及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）に従う。当該情報が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）にいう特定秘密に該当する場合は、同法及びこれに基づく取扱基準に従い、当該法令の優先に服する。
- 6 秘密情報の受領・複製・提供の記録を作成・保存し、相手方の求めがあれば合理的範囲で提示する。漏えい等の事案が発生又は疑われる場合は、直ちに相手方に報告し、被害拡大防止及び原因究明に協力する。
- 7 相手方の請求があったとき、又は本協定の終了時には、秘密情報及びその複製物・要約物を相手方の指示に従い返還又は復元困難な方法で廃棄し、その結果を書面で証明する。ただし、法令・監査上の保存義務に従う保管分を除く。
- 8 本条の義務は、本協定の有効期間中又は当該秘密情報が公知となるまでのいずれか遅い時点まで存続する。

（本協定の変更）

第11条 本協定の変更は、甲及び乙の書面による合意により行うものとする。

（本協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日までとする。

- (1) 実施協定を締結するまでの間において、実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断してこれを乙に通知した場合、当該通知をした日。
- (2) 乙が第7条第1項の規定により本事業の事業予定者を辞退した場合、当該辞退を甲に通知した日。

2 前項の規定にかかわらず、第6条、第10条、第13条及び第14条の規定の効力は、本協定の有効期間の終了後においても存続する。

（協議等）

第13条 本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

（管轄裁判所）

第14条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きの管轄については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属の裁判所とする。また、適用法令は、日本国内法とする。

[本頁以下余白]

以上を証するため、本協定を●通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 : 埼玉県春日部市中央七丁目 2 番地 1
春日部市
春日部市長 岩谷 一弘

乙 : 代表法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

(グループで応募の場合)

構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】

構成法人
【 所在地 】
【 商号又は名称 】
【 代表者名 】